「真に子どもにやさしい国への道標」

「『真に』子どもにやさしい国をめざして」出版記念 Webinar 講演会

資　料

２０２０ 年 １ １ 月 ４ 日

自民党児童の養護と未来を考える議員連盟会長
超党派児童虐待から子どもを守る議員の会座長
衆 議 院 議 員　 塩 崎 恭 久

虐待相談対応件数・「保護児童数」・施設入所数

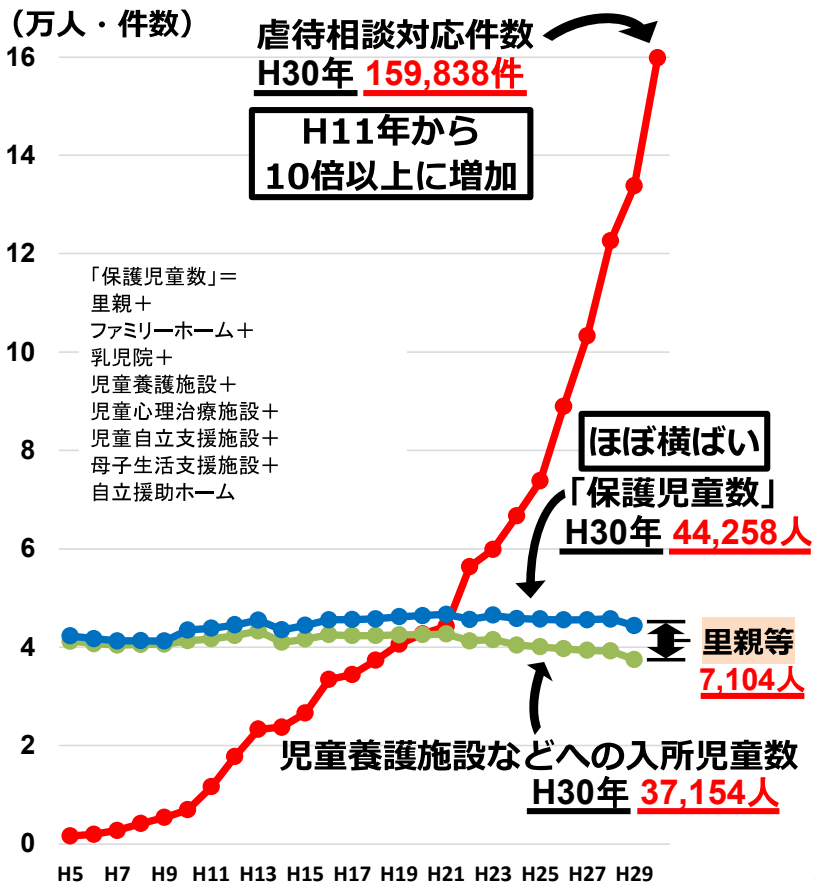

（出典）厚労省資料より塩崎恭久事務所作成

なぜ日本だけ「保護される児童」が少ない？

国名	児童人口（千人）	保護児童数（千人）	児童人口1万人当たり保護児童数（人）
フランス	13,427	137	102
ドイツ	14,829	110	74
イギリス	13,243	73	56
スペイン	7,550	38	51
デンマーク	1,199	13	104
ノルウェー	1,174	8	68
スウェーデン	1,911	12	63
ニュージーランド	1,006	5	49
オーストラリア	4,836	24	49
カナダ	7,090	76	109
アメリカ	74,000	489	66
日本	23,046	38	17

（出典）June Thoburn (2007) "Globalisation and child welfare: Some lessons from a cross-national study of children in out-of-home care"より抜粋

長過ぎる児童養護施設の入所期間（2019年）

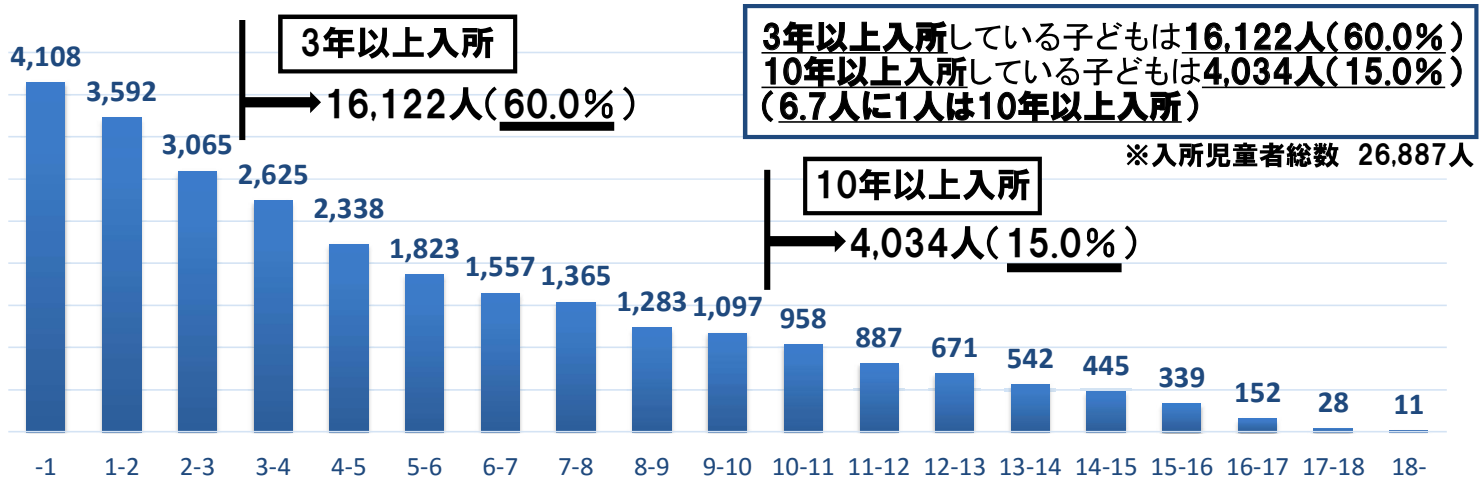

3年以上入所している子どもは**16,122人（60.0%）**
10年以上入所している子どもは**4,034人（15.0%）**
（6.7人に1人は10年以上入所）

※入所児童者総数　26,887人

少な過ぎる児童養護施設の「小規模かつ地域分散化」（平成30年10月1日現在）

〈入所児童数ベース〉

	入所児童総数	敷地内施設				小規模かつ地域分散型施設（「できる限り良好な家庭的環境」）		
			大舎等	「小規模グループケア」			分園型	地域小規模児童養護施設
				「施設内ユニット型」	「別棟」			
人数（構成比(%)）	25,348 (100.0)	22,133 (87.3)	13,606 (53.7)	6,543 (25.8)	1,984 (7.8)	3,215 (12.7)	864 (3.4)	2,351 (9.3)

（出典）厚生労働省子ども家庭局調べ　（児童養護施設数　６０６か所）

「里親委託率」が低い日本では多くが施設へ

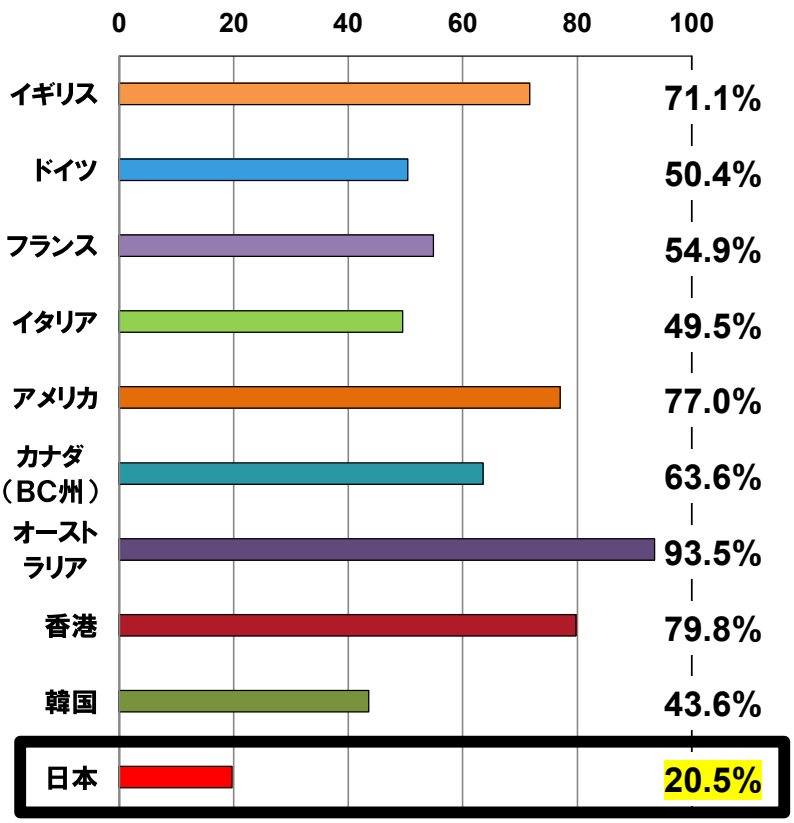

（註）2010年前後の値、日本のみ2019年3月末。
※「家庭外ケア児童数及び里親委託率等の国際比較研究」主任研究者　開原久代（東京成徳大学子ども学部）（平成23年度厚生労働科学研究「社会的養護における児童の特性別標準的ケアパッケージ（被虐待児を養育する里親家庭の民間の治療支援機関の研究）」）

「特別養子縁組」が殆ど活用されない日本

国名	人口（百万人）	成立件数	人口10万人当たり件数
ドイツ	81	3,805	4.69
フランス	62	3,964	6.41
イギリス	56	4,734	8.44
アメリカ	314	119,514	38.0
日本	127	711	0.56

（註）ドイツ：2014年 フランス：2007年 イギリス：2011年 アメリカ：2012年　日本：2019年　※イギリスはイングランドとウェールズのみ。
（出典）厚労省資料より塩崎恭久事務所作成

里親委託率は低位かつ都道府県間で約5倍の開き。里親担当者配置はぜい弱。

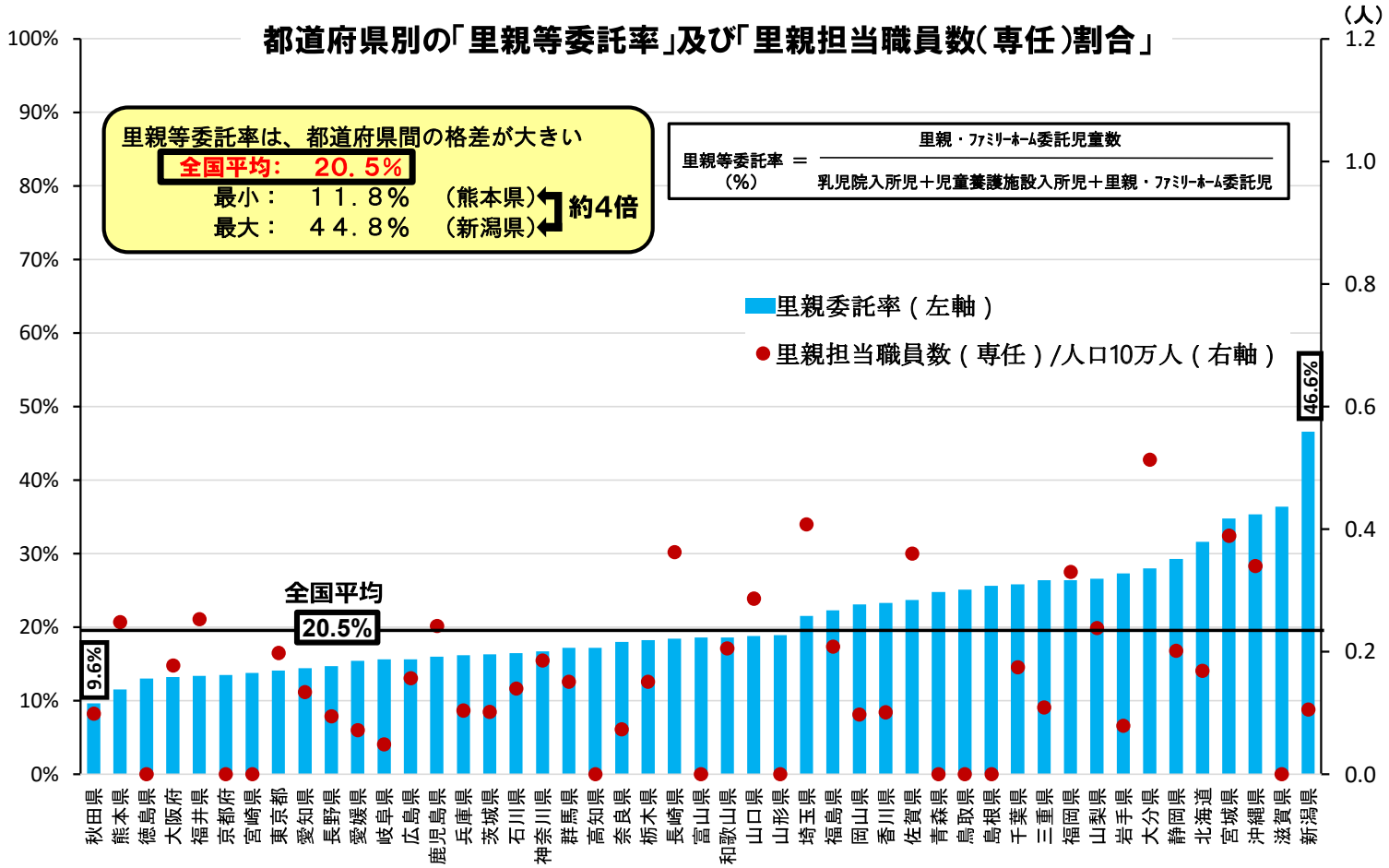

（出典）厚労省「平成30年度福祉行政報告例」等より塩崎恭久事務所作成　　※指定都市・児童相談所設置市は各都道府県に含む。

社会的養育関連政策の推移

- 1947年（昭和22年）
  - **「児童福祉法」成立**　※昭和22年の戦争孤児の施設収容目的の立法以来、「保護パラダイム」が28年抜本改正まで70年間継続。
- 1989年（平成元年）
  - 国連「児童の権利条約」採択　（H元.11.20）
- 1994年（平成6年）
  - 日本が「児童の権利条約」批准　（H6.5.22）
- 2000年（平成12年）
  - **「児童虐待防止法」成立**　※その後、平成16、19年に法改正。
- 2009年（平成21年）
  - 国連「児童の代替的養育に関する指針」採択(H21)　※「家庭での養育(特に乳幼児)」と「永続的解決」を原則。
- 2010年（平成22年）
  - 国連「児童の権利委員会」による「第3回最終見解」(H22)　※国連指針を考慮するよう日本政府に勧告。
- 2011年（平成23年）
  - 厚労省「里親委託ガイドライン」公表　（H23.3.30）
  - **厚労省「社会的養護の課題と将来像」**(H23.7.11)　**➡「都道府県推進計画」策定**
- 2015年（平成27年）
  - 「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」　（H27.9.7～H28.7.29）
- 2016年（平成28年）
  - **大きなパラダイムシフト**
  - **「児童福祉法」改正**　（H28.5.27成立、6.3公布）
- 2017年（平成29年）
  - 「新たな社会的養育のあり方に関する検討会」　（H28.7.29～ ）
- 2018年（平成30年）
  - **「児童福祉法」改正**　（H29.6.14成立、6.21公布）
- 2019年（平成31年）
  - **厚労省「新しい社会的養育ビジョン」➡「都道府県推進計画」全面見直しへ**
  - **「『都道府県社会的養育推進計画』の策定要領 」を厚労省が発出**　（H30.7.6 ）
  - **「児童福祉法等」、「民法等（特別養子関係）」改正**　(R元.6)

「平成28年改正児福法」における理念規定の抜本見直し

改正前の条文

第一条　すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。

②　すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

第二条　国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第三条　前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたつて、常に尊重されなければならない。

【参考】民法（明治29年法律第89号、第820条及び822条は平成23年改正）（抄）

（親権者）

第818条 成年に達しない子は、父母の親権に服する。

（監護及び教育の権利義務）

第820条　**親権を行う者**は、**子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う**。

第822条　**親権を行う者**は、第820条の規定による**監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる**。

改正後の条文

第一条　（子どもの権利）

全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのつとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される**権利を有する。**

第二条　（子どもの最善の利益優先原則）

全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、**その意見が尊重され**、**その最善の利益が優先して考慮され**、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

②　児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

③　国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第三条の二　（家庭養育優先原則）

国及び地方公共団体は、児童が**①家庭**において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、（中略）児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が**②家庭における養育環境と同様の養育環境**において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童が**③できる限り良好な家庭的環境**において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

「新しい社会的養育ビジョン」の「家庭養育優先原則」、「数値目標」等

「社会的養護の課題と将来像」（2011年7月）		現状	「新しい社会的養育ビジョン」（2017年8月）	
「『家庭的』の定義が不明確」 かつ 「優先順位も不明確」		616件/年 (H29年)	①【家庭】・実父母や親族等 ②【家庭における養育環境と同様の養育環境】	
			特別養子縁組成立数	概ね5年以内に年間1,000人以上、その後も増加
【家庭的養護】 ・里親 ・ファミリーホーム	今後十数年をかけて、概ね1/3	19.7% (H30.3時点)	里親委託率 3歳未満 それ以外の就学前 学童期以降	 概ね5年以内に75%以上 概ね7年以内に75%以上 概ね10年以内に50%以上
【できる限り家庭的な養育環境】 ・小規模グループケア ・グループホーム	今後十数年をかけて、概ね1/3		③【できる限り良好な家庭的環境】 ・小規模かつ地域分散型施設	
【施設養護】 ・児童養護施設 ・乳児院等 （児童養護施設は全て小規模ケア）	今後十数年をかけて、概ね1/3		【施設の新たな役割】 施設入所は、措置前の一時的な入所に加え、高度専門的な対応が必要な場合が中心。高機能化、多機能化を図り、地域で新たな役割を担う。	

「社会的養護（代替養育）を必要とする子ども数」の考え方の相違点

・・・18歳未満人口の1割縮小が見込まれており、これと同様の推移を見込むか、（略）、少なくとも対象児童は減少しないと見込むことが考えられる。	・・・市区町村の支援の充実により、潜在的ニーズが掘り起こされ、代替養育を必要とする子どもの数は増加する可能性が高いことに留意して計画を立てる。

厚労省「新しい社会的養育ビジョン」及び「社会的養護の課題と将来像」より塩崎恭久事務所作成

【抜粋】「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」（平成30年7月6日付局長通知）

都道府県は国の目標を踏まえ、里親委託率の「数値目標」と「達成期限」を設定

4. 項目ごとの策定要領
（5）里親等への委託の推進に向けた取組
②里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込み
（計画策定に当たっての留意点）

ⅲ

○国においては、
「概ね7年以内（3歳未満は概ね5年以内）に乳幼児の里親等委託率75％以上」、「概ね10 年以内に学童期以降の里親等委託率50％以上」の実現に向けて、取組を推進する。

○都道府県においては、
これまでの地域の実情は踏まえつつも、
①子どもの権利や子どもの最善の利益はどの地域においても実現されるべきものであること、及び
②上述した数値目標
を十分に念頭に置き、個々の子どもに対する十分なアセスメントを行った上で、代替養育を必要とする子どもの見込み等を踏まえ、数値目標と達成期限を設定する。
なお、数値目標の設定は、（中略）、児童相談所における「家庭養育優先原則」を十分踏まえたアセスメントの結果によって、子どもの最善の利益の観点から行われるものであって、里親等委託率の数値目標達成のために機械的に措置が行われるべきものではない。

○国としては、
必要な支援策を講じるとともに、委託率の引き上げの進捗と子どもの状況について丁寧にフォローの上、都道府県の代替養育を必要とする子どもの状況や里親等委託の取組状況を評価し、支援の在り方や進め方について検証する。進捗状況は、毎年、公表する。

都道府県社会的養育推進計画について

（2020年10月9日　自民党児童の養護と未来を考える議連及び超党派児童虐待から子どもを守る議員の会合同勉強会～厚労省ヒアリング資料）

○ **各都道府県等から提出された計画について里親等委託率の数値目標や里親推進に向けた取組等をレーダーチャートにて取りまとめたうえで公表。**（令和2年8月7日）

○ 今後、**取組が不十分な都道府県等については、国からの助言を行い、国の財政面の支援の活用も含めた更なる取組を促すとともに、このような取組等による里親等委託率の目標値の引上げについても助言する。**（令和２年４月１日厚生労働省子ども家庭局長通知）

■ は、策定要領に示す国の基準を満たすもの　※1は、「3歳未満」と「3歳以上就学前」合計の委託率　※2は、全年齢合計の委託率

	2018年度末実績	5年目（2024年度末）	7年目（2026年度末）		10年目（2029年度末）		
		3歳未満	3歳未満	3歳以上就学前	3歳未満	3歳以上就学前	学童期以降
国が策定要領で示す数値	20.5%	**75.0%以上**	75.0%	**75.0%以上**	75.0%	75.0%	**50.0%以上**
北海道（札幌市）	34.5%（29.7%）	現状からの増加	－	－	－		
青森県	27.8%	38.5%	－	－	60.9%	62.2%	47.9%
岩手県	26.2%	34.8%	42.8%	44.3%	54.8%	52.6%	46.6%
宮城県	40.2%	※2 51.4%	※2 55.4%		51.9%	63.2%	62.2%
秋田県	12.2%	※2 26.0%	－	－	40.0%		
山形県	20.0%	57.5%	－	－	75.0%	75.0%	31.7%
福島県	24.6%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	30.0%
茨城県	16.8%	70.0%	－	－	71.4%	69.8%	60.7%
栃木県	19.2%	53.1%	－	54.4%	－	－	41.0%
群馬県	17.4%	34.0%	38.0%	57.0%	40.0%	75.0%	50.0%
埼玉県（さいたま市）	18.8%（40.0%）	36.0%	－	－	－	－	－
千葉県	27.9%	57.0%	－	－	75.4%	50.5%	32.5%
千葉市	31.2%	55.6%	－	－	73.7%	74.1%	50.0%
東京都	14.9%	14.1%	28.7%	38.2%	50.5%	50.5%	33.6%
神奈川県	16.5%	34.2%	－	－	75.0%	75.0%	24.6%
新潟県（新潟市）	40.0%（55.9%）	53.0%	－	－	61.0%	77.0%	57.0%
富山県	18.5%	46.0%	－	－	66.7%	66.7%	33.3%
石川県（金沢市）	15.9%（15.4%）	40.0%	－	－	60.0%		35.0%
福井県	16.6%	33.0%	－	－	65.0%	65.0%	35.0%
山梨県	28.8%	※1 57.7%	－	－	75.0%以上		50.0%以上
長野県	16.1%	40.7%	－	－	75.0%	67.7%	36.5%
岐阜県	16.1%	48.1%	－	－	67.9%	47.9%	37.5%
静岡県	21.9%	45.0%	－	－	65.0%	58.0%	46.0%
愛知県	15.9%	28.5%	－	－	49.4%	45.7%	30.1%
三重県	28.8%	48.4%	－	－	60.0%	60.0%	40.0%
滋賀県	34.3%	52.2%	－	－	73.9%	65.4%	60.2%
京都府	14.8%	※1 25.0%	－	－	40.0%		33.0%
大阪府	11.6%	47.0%	－	－	64.0%	44.0%	38.0%
兵庫県	19.2%	37.5%	44.2%	37.9%	55.8%	46.8%	47.1%
奈良県	17.4%	27.0%	－	－	47.0%	42.0%	31.0%
和歌山県	20.5%	32.0%	－	－	55.6%	46.4%	42.1%
鳥取県	24.6%	※2 40.0%	－	－	60.0%		
島根県	23.4%	35.0%	41.0%	－	概ね50%以上	－	概ね40%以上

	2018年度末実績	5年目（2024年度末）	7年目（2026年度末）		10年目（2029年度末）		
		3歳未満	3歳未満	3歳以上就学前	3歳未満	3歳以上就学前	学童期以降
国が策定要領で示す数値	20.5%	**75.0%以上**	75.0%	**75.0%以上**	75.0%	75.0%	**50.0%以上**
岡山県（岡山市）	32.7%（14.0%）	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	50.0%
広島県（広島市）	14.1%（18.8%）	29.0%	－	－	43.5%	44.0%	42.4%
山口県	20.0%	※2 33.3%	－	－	45.0%		
徳島県	12.8%	60.0%	60.0%	55.0%	60.0%	55.0%	43.0%
香川県	23.8%	51.7%	※2 40.5%		70.0%	70.0%	40.0%
愛媛県	18.1%	48.0%	56.0%	60.7%	72.0%	77.0%	33.3%
高知県	18.7%	40.0%	－	－	65.0%	60.0%	50.0%
福岡県	20.7%	52.4%	60.7%	60.4%	60.7%	60.4%	41.9%
佐賀県	31.1%	53.6%	63.0%	75.0%	76.9%	81.5%	48.0%
長崎県	17.6%	61.8%	75.0%	37.4%	75.0%	50.9%	40.3%
熊本県（熊本市）	12.4%（10.8%）	45.4%	55.9%	44.2%	69.8%	58.7%	30.3%
大分県	33.1%	75.0%	－	－	75.0%	50.0%～75.0%	35.0%～50.0%
宮崎県	13.4%	36.0%	－	－	54.0%	44.0%	35.0%
鹿児島県	17.5%	39.7%	39.7%	56.5%	38.6%	58.2%	37.4%
沖縄県	34.7%	※2 37.0%	－	－	40.0%		
仙台市	27.7%	38.9%	46.4%	52.5%	57.6%	65.0%	44.3%
横浜市	15.2%	33.1%	38.7%	43.0%	45.3%	46.9%	31.4%
川崎市	23.2%	75.0%	76.0%	75.0%	76.0%	75.0%	50.0%
相模原市	16.9%	75.0%	75.0%	76.0%	75.0%	76.0%	50.0%
静岡市	48.5%	53.0%	－	－	64.0%	58.0%	52.0%
浜松市	26.7%	56.0%	－	－	67.0%	59.0%	49.0%
名古屋市	14.4%	45.0%	－	－	70.0%	30.0%	30.0%
京都市	13.1%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	50.0%
大阪市	16.5%	25.5%	－	－	41.0%	42.9%	33.9%
堺市	12.4%	31.4%	－	－	46.0%	37.3%	32.2%
神戸市	12.4%	※1 38.0%	－	－	58.3%		30.9%
北九州市	19.1%	38.6%	42.2%	42.9%	48.9%	47.0%	32.1%
福岡市	47.9%	77.1%	75.8%	76.9%	76.7%	75.0%	58.8%
横須賀市	18.9%	※2 33.0%	－	－	45.0%		
明石市		57.1%	－	－	100.0%	100.0%	62.1%

網の目が粗すぎる日本の児童相談所設置

	日本	アメリカ	イギリス(イングランド)	ドイツ
人口	1億2710万人（H27）	3億2780万人（H30）	5560万人（H29）	8270万人（H29）
根拠法	・児童福祉法 ・児童虐待防止法	・児童虐待防止対策法（連邦） ・独自の法的、行政的なプログラム（各州）	・1989年児童法 ・2004年児童法	・社会法典第8編 ・児童保護法 ・民法 ・刑法
児童虐待の定義	保護者がその監護する児童について行う以下の行為をいう。 ①身体的虐待 ②性的虐待 ③ネグレクト ④心理的虐待	・児童虐待とネグレクト ・性的虐待	法律上、虐待に特化した定義なし。	・法律上の明確な定義なし。 ・民法第1666条第1項において、「子の福祉の危険」について身体的虐待、精神的虐待、性的虐待、ネグレクトに区分して規定。
児童虐待対応で調査や子どもの保護を実施している機関	児童相談所（都道府県、政令指定都市及び児童相談所設置市が設置）	児童保護サービス機関（州又は郡の公的な児童福祉部門の一部）	Children Social Care	青少年局
設置数	**220ヵ所(R2.7)** **※1ヵ所当たりの人口約58万人**（※1） 全中核市に置設 ＋57ヵ所 **46万人に1ヵ所** さらに全特別区に設置 ＋20ヵ所 **43万人に1ヵ所** 合計 297ヵ所	各州に置かれているが、児童福祉担当機関の規模は州によって異なる。 （例） ○ロサンゼルス郡 人口約870万人／CPS17支所 **1支所当たりの人口約51万人**（※1） ○マサチューセッツ州（精査中） 人口約686万人／DCF地域事務所28ヶ所 **1地方事務所当たりの人口約24万人**（※1） ○オレゴン州（精査中） 人口約414万人／DHSの虐待通報窓口36ヶ所 **1窓口当たりの人口約12万人**（※1）	各地方自治体（152自治体）に置かれている。 大きな地方自治体によっては、支部等が置かれているが、どのような配置にするかは地方自治体によって異なる。 **※1自治体当たりの人口約37万人**（※1）	広域主体（16州）に一つの州青少年局、地域主体に一つの青少年局が置かれている（511ヶ所）。 **※1ヵ所当たりの人口約16万人**（※1）

※1　人口を機械的に割ったもの。
※2　アメリカでChild protective servicesを担う行政機関は、州によって名称が異なる。（Department of Children & Families, Department of Human Services等）
【出典】外務省HP、マサチューセッツ州DCFHP、オレゴン州DHSHP、アメリカ統計局HP、イギリス統計局HP
平成26年厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ（アメリカ、イギリス、ドイツ）
「アメリカ・イギリス・北欧における 児童虐待対応について」（児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会（第3回）（平成26年10月31日） 増沢 高氏（子どもの虹情報研修センター研修部長）提出資料）
岩志和一郎編著「児童福祉と司法の間の子の福祉ードイツにみる児童虐待防止のための諸力連携ー」（尚学社）（2018年11月）　（出典）厚労省資料より塩崎恭久事務所作成

フォスタリング機関による里親等支援

「新しい社会的養育ビジョン」【抜粋】（平成29年8月2日）

≪フォスタリング機関とは？≫
里親のリクルート、登録から子どもの委託、措置解除に至るまでの一連の過程及び委託後の里親養育（一連の包括的な業務を**フォスタリング業務**と呼ぶ）は、里親とフォスタリング業務を行う組織がチームを組みながら行うことで質の高いものとすることが求められる。そのため、フォスタリング業務を包括的に行う機関（以下、**フォスタリング機関**）は十分な専門性と経験を積んだ多職種人材からなるソーシャルワークを集団で行う組織であることが必須である。（P33）

≪「家庭養育優先原則」の徹底とフォスタリング機関創設≫
（5）乳幼児の家庭養育原則の徹底と、年限を明確にした取組目標
特に就学前の子どもは、家庭養育原則を実現するため、原則として施設への新規措置入所を停止する。このため、遅くとも平成32 年度までに全国で行われるフォスタリング機関事業の整備を確実に完了する。（P3～4）

「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」【抜粋】（平成30年7月6日）

- 2020年度までに、各都道府県において、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の業務（フォスタリング業務）の包括的な実施体制を構築すること。（P14）

里親養育包括支援（フォスタリング）事業

【令和元年度予算】169億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

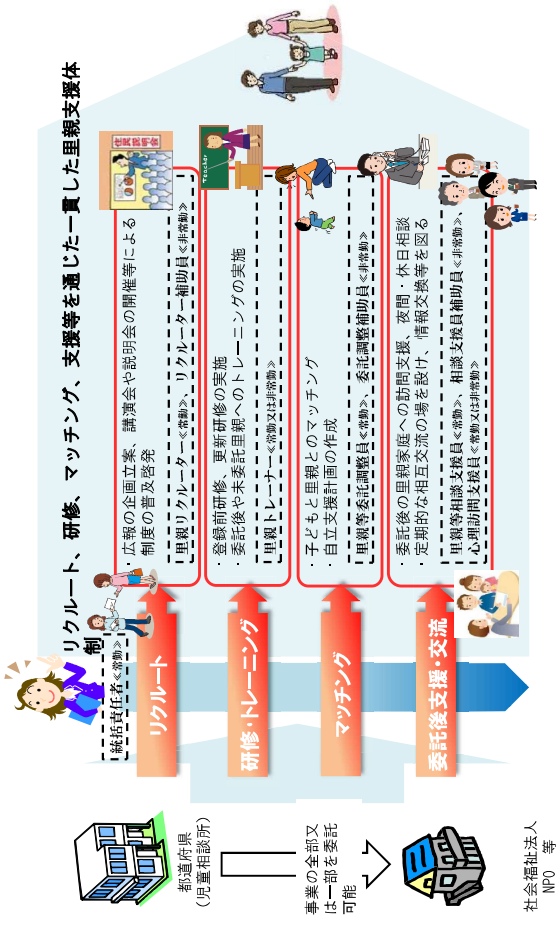

（出典）厚労省資料

里親に支給される手当等の構造

里親手当	養育里親	児童１人当たり月額	90,000円
	専門里親	児童１人当たり月額	141,000円

※令和２年度予算において、２人目以降の手当額について、1人目と同額に引き上げ

＋

一般生活費（食費、被服費等）	乳児	１人当たり月額	59,510円
	乳児以外	１人当たり月額	51,610円

＋

その他（幼稚園費、教育費、医療費、通院費等）

里親手当額の推移

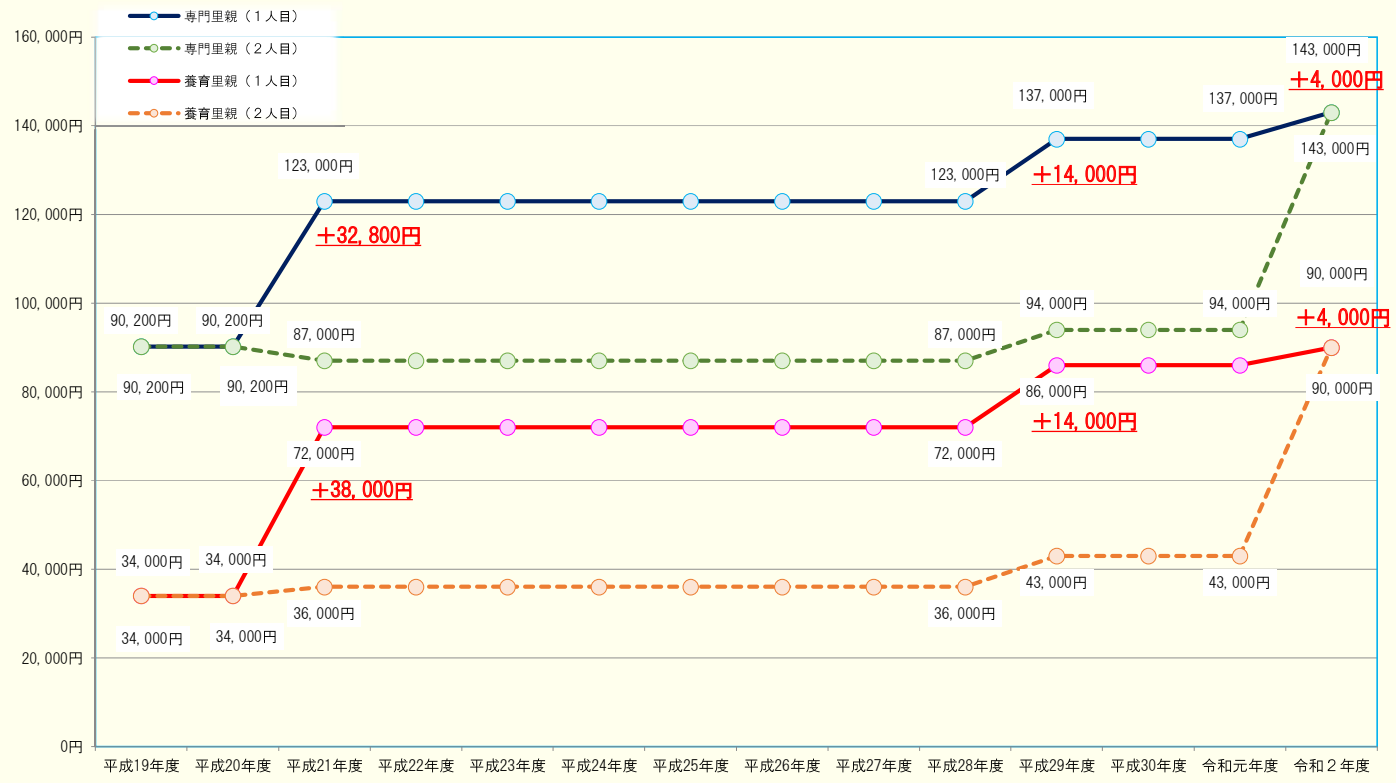

平成30年２月１日時点

年齢区分別の里親等委託率について

自治体	3歳未満				3歳以上就学前				学童期				合計			
	里親等	施設	合計	里親等委託率	里親等	施設	合計	里親等委託率	里親等	施設	合計	里親等委託率	里親等	施設	合計	里親等委託率
北海道	51人	46人	97人	52.6%	107人	103人	210人	51.0%	405人	1,198人	1,603人	25.3%	563人	1,347人	1,910人	29.5%
青森県	5人	23人	28人	17.9%	11人	20人	31人	35.5%	72人	213人	285人	25.3%	88人	256人	344人	25.6%
岩手県	4人	27人	31人	12.9%	6人	41人	47人	12.8%	89人	226人	315人	28.3%	99人	294人	393人	25.2%
宮城県	13人	41人	54人	24.1%	17人	50人	67人	25.4%	157人	291人	448人	35.0%	187人	382人	569人	32.9%
秋田県	1人	18人	19人	5.3%	5人	15人	20人	25.0%	12人	150人	162人	7.4%	18人	183人	201人	9.0%
山形県	3人	11人	14人	21.4%	8人	19人	27人	29.6%	33人	187人	220人	15.0%	44人	217人	261人	16.9%
福島県	16人	11人	27人	59.3%	17人	33人	50人	34.0%	60人	283人	343人	17.5%	93人	327人	420人	22.1%
茨城県	2人	59人	61人	3.3%	8人	83人	91人	8.8%	92人	538人	630人	14.6%	102人	680人	782人	13.0%
栃木県	7人	75人	82人	8.5%	10人	72人	82人	12.2%	97人	409人	506人	19.2%	114人	556人	670人	17.0%
群馬県	7人	54人	61人	11.5%	11人	63人	74人	14.9%	62人	305人	367人	16.9%	80人	422人	502人	15.9%
埼玉県	28人	192人	220人	12.7%	70人	161人	231人	30.3%	310人	1,127人	1,437人	21.6%	408人	1,480人	1,888人	21.6%
千葉県	51人	86人	137人	37.2%	53人	100人	153人	34.6%	220人	786人	1,006人	21.9%	324人	972人	1,296人	25.0%
東京都	49人	387人	436人	11.2%	91人	364人	455人	20.0%	400人	2,649人	3,049人	13.1%	540人	3,400人	3,940人	13.7%
神奈川県	49人	215人	264人	18.6%	65人	220人	285人	22.8%	231人	1,390人	1,621人	14.3%	345人	1,825人	2,170人	15.9%
新潟県	12人	19人	31人	38.7%	17人	17人	34人	50.0%	111人	151人	262人	42.4%	140人	187人	327人	42.8%
富山県	2人	12人	14人	14.3%	1人	15人	16人	6.3%	25人	99人	124人	20.2%	28人	126人	154人	18.2%
石川県	3人	16人	19人	15.8%	5人	18人	23人	21.7%	37人	168人	205人	18.0%	45人	202人	247人	18.2%
福井県	2人	10人	12人	16.7%	4人	21人	25人	16.0%	23人	156人	179人	12.8%	29人	187人	216人	13.4%
山梨県	6人	18人	24人	25.0%	13人	16人	29人	44.8%	65人	201人	266人	24.4%	84人	235人	319人	26.3%
長野県	4人	45人	49人	8.2%	16人	53人	69人	23.2%	62人	456人	518人	12.0%	82人	554人	636人	12.9%
岐阜県	16人	24人	40人	40.0%	10人	48人	58人	17.2%	58人	413人	471人	12.3%	84人	485人	569人	14.8%
静岡県	33人	57人	90人	36.7%	34人	81人	115人	29.6%	163人	441人	604人	27.0%	230人	579人	809人	28.4%
愛知県	39人	157人	196人	19.9%	46人	213人	259人	17.8%	180人	1,344人	1,524人	11.8%	265人	1,714人	1,979人	13.4%
三重県	18人	41人	59人	30.5%	23人	45人	68人	33.8%	93人	328人	421人	22.1%	134人	414人	548人	24.5%
滋賀県	2人	15人	17人	11.8%	6人	23人	29人	20.7%	97人	134人	231人	42.0%	105人	172人	277人	37.9%
京都府	6人	61人	67人	9.0%	8人	65人	73人	11.0%	84人	520人	604人	13.9%	98人	646人	744人	13.2%
大阪府	58人	285人	343人	16.9%	60人	349人	409人	14.7%	254人	1,980人	2,234人	11.4%	372人	2,614人	2,986人	12.5%
兵庫県	20人	126人	146人	13.7%	28人	187人	215人	13.0%	199人	1,192人	1,391人	14.3%	247人	1,505人	1,752人	14.1%
奈良県	3人	24人	27人	11.1%	10人	33人	43人	23.3%	43人	239人	282人	15.2%	56人	296人	352人	15.9%
和歌山県	4人	28人	32人	12.5%	14人	43人	57人	24.6%	58人	267人	325人	17.8%	76人	338人	414人	18.4%
鳥取県	1人	24人	25人	4.0%	7人	31人	38人	18.4%	54人	148人	202人	26.7%	62人	203人	265人	23.4%
島根県	4人	15人	19人	21.1%	5人	20人	25人	20.0%	39人	99人	138人	28.3%	48人	134人	182人	26.4%
岡山県	11人	22人	33人	33.3%	17人	36人	53人	32.1%	88人	369人	457人	19.3%	116人	427人	543人	21.4%
広島県	8人	43人	51人	15.7%	19人	102人	121人	15.7%	94人	564人	658人	14.3%	121人	709人	830人	14.6%
山口県	3人	30人	33人	9.1%	10人	48人	58人	17.2%	80人	358人	438人	18.3%	93人	436人	529人	17.6%
徳島県	3人	24人	27人	11.1%	5人	19人	24人	20.8%	33人	214人	247人	13.4%	41人	257人	298人	13.8%
香川県	4人	15人	19人	21.1%	6人	26人	32人	18.8%	36人	118人	154人	23.4%	46人	159人	205人	22.4%
愛媛県	6人	39人	45人	13.3%	3人	55人	58人	5.2%	63人	346人	409人	15.4%	72人	440人	512人	14.1%
高知県	4人	29人	33人	12.1%	7人	47人	54人	13.0%	53人	265人	318人	16.7%	64人	341人	405人	15.8%
福岡県	22人	117人	139人	15.8%	39人	149人	188人	20.7%	354人	968人	1,322人	26.8%	415人	1,234人	1,649人	25.2%
佐賀県	8人	21人	29人	27.6%	7人	25人	32人	21.9%	52人	177人	229人	22.7%	67人	223人	290人	23.1%
長崎県	6人	20人	26人	23.1%	7人	35人	42人	16.7%	76人	387人	463人	16.4%	89人	442人	531人	16.8%
熊本県	7人	44人	51人	13.7%	11人	79人	90人	12.2%	74人	556人	630人	11.7%	92人	679人	771人	11.9%
大分県	10人	22人	32人	31.3%	20人	39人	59人	33.9%	105人	188人	293人	35.8%	135人	249人	384人	35.2%
宮崎県	2人	31人	33人	6.1%	8人	45人	53人	15.1%	45人	311人	356人	12.6%	55人	387人	442人	12.4%
鹿児島県	6人	47人	53人	11.3%	13人	101人	114人	11.4%	97人	552人	649人	14.9%	116人	700人	816人	14.2%
沖縄県	17人	23人	40人	42.5%	21人	45人	66人	31.8%	117人	310人	427人	27.4%	155人	378人	533人	29.1%
合計	636人	2,749人	3,385人	18.8%	979人	3,473人	4,452人	22.0%	5,252人	23,771人	29,023人	18.1%	6,867人	29,993人	36,860人	18.6%

【出典】児童養護施設入所児童等調査

里親養育包括支援（フォスタリング）事業の自治体別交付決定額一覧（令和元年度）

自治体名	交付決定額
北海道	3,054千円
青森県	10,110千円
岩手県	1,820千円
宮城県	21,387千円
秋田県	1,845千円
山形県	1,950千円
福島県	4,515千円
茨城県	15,269千円
栃木県	4,446千円
群馬県	9,256千円
埼玉県	37,250千円
千葉県	9,106千円
東京都	112,670千円
神奈川県	26,725千円
新潟県	7,119千円
富山県	2,708千円
石川県	3,444千円
福井県	1,930千円
山梨県	1,851千円
長野県	7,999千円
岐阜県	5,589千円
静岡県	19,959千円
愛知県	11,588千円
三重県	6,310千円

自治体名	交付決定額
滋賀県	7,605千円
京都府	6,778千円
大阪府	54,528千円
兵庫県	10,915千円
奈良県	6,419千円
和歌山県	15,772千円
鳥取県	5,605千円
島根県	1,812千円
岡山県	3,978千円
広島県	6,678千円
山口県	4,633千円
徳島県	1,617千円
香川県	2,014千円
愛媛県	328千円
高知県	15,718千円
福岡県	4,236千円
佐賀県	6,975千円
長崎県	9,904千円
熊本県	5,586千円
大分県	16,302千円
宮崎県	14,092千円
鹿児島県	2,857千円
沖縄県	15,036千円
札幌市	5,174千円

自治体名	交付決定額
仙台市	3,623千円
さいたま市	1,824千円
千葉市	14,973千円
横浜市	16,149千円
川崎市	15,376千円
相模原市	3,445千円
新潟市	184千円
静岡市	10,436千円
浜松市	3,735千円
名古屋市	8,087千円
京都市	4,032千円
大阪市	13,814千円
堺市	6,761千円
神戸市	6,990千円
岡山市	4,930千円
広島市	446千円
北九州市	3,266千円
福岡市	26,623千円
熊本市	2,723千円
横須賀市	2,427千円
金沢市	2,219千円
明石市	7,126千円
合計	711,651千円

≪補助率≫
国：１／２、

都道府県・指定都市・
児童相談所設置市：１／２

➢ 都道府県別フォスタリング事業の実施状況

令和元年度の里親養育包括支援（フォスタリング）事業の補助金の実績報告書をもとに集計した実施状況。
補助金の申請自体がない場合には、フォスタリング事業を実施しているかどうか不明であるため、「－」を記載している。

自治体名	か所数			民間委託先詳細				
		自治体	民間委託	委託先名	①普及促進・リクルート事業	②里親研修・トレーニング事業	③里親委託推進等事業	④里親訪問等支援事業
北海道	10か所	9か所	1か所	（一社）北海道里親会連合会	○			○
青森県	5か所	1か所	4か所	（社福）藤聖母園	○	○	○	○
				（社福）ひまわり乳児院	○	○	○	○
				（社福）弘前乳児院	○	○	○	○
				青森里親連合会	○		○	○
岩手県	4か所	4か所	－					
宮城県	7か所	4か所	3か所	みやぎ里親支援センターけやき	○		○	○
				恩賜財団母子愛育会		○		
				宮城県なごみの会		○		
秋田県	6か所	1か所	5か所	秋田赤十字乳児院	○	○		
				陽清学園	○	○		
				感恩講児童保育院	○	○		
				聖園天使園	○	○		
				県南愛児園	○	○		
山形県	3か所	1か所	2か所	（社福）寒河江学園	○	○		○
				（社福）恩賜財団済生会支部山形県済生会		○		
福島県	4か所	4か所	－					
茨城県	9か所	4か所	5か所	（社福）同仁会　内原和敬寮	○			
				（社福）同仁会　つくば香風寮	○			
				（社福）茨城県道心園		○		
				茨城県児童福祉施設協議会		○		
				（社福）恩賜財団母子愛育会		○		
				茨城県里親連合会		○		
栃木県	3か所	3か所	－					
群馬県	4か所	1か所	3か所	群馬県里親の会				○
				群馬県児童養護施設連絡協議会		○		
				(社福）恩賜財団母子愛育会		○		
埼玉県	8か所	6か所	2か所	（特非）キーアセット	○	○		
				（一社）埼玉里親会		○		○
千葉県	5か所	－	5か所	（特非）子ども家庭サポートセンターちば	○	○	○	○
				（特非）千葉県里親家庭支援センター			○	○
				（特非）ちばこどもおうえんだん	○			
				千葉県里親会	○			
				（社福）恩賜財団母子愛育会		○		
東京都	5か所	－	5か所	（特非）キーアセット	○	○	○	○
				（一社）東京公認心理師協会	○	○	○	○
				（社福）二葉保育園二葉乳児院	○	○	○	○
				養育家庭の会		○		○
				（特非）バディチーム				○
神奈川県	12か所	5か所	7か所	里親センター	○	○	○	
				子ども自立生活支援センター	○	○	○	
				家庭養育支援センター（５箇所）	○	○	○	
新潟県	3か所	1か所	2か所	（社福）恩賜財団母子愛育会	○			
				（社福）新潟カリタス会		○		
富山県	3か所	－	3か所	日本赤十字社富山県支部	○	○	○	○
				（社福）恩賜母子愛育会		○		
				富山県里親会				○
石川県	2か所	2か所	－					
福井県	1か所	1か所	－					
山梨県	1か所	1か所	－					
長野県	3か所	2か所	1か所	うえだみなみ乳児院	○			○
岐阜県	9か所	6か所	3か所	（社福）日本児童育成園		○		
				（社福）樹心会		○		
				岐阜県里親連合会		○		○
静岡県	9か所	6か所	3か所	恵明学園児童家庭支援センタースマイル	○	○		○
				誠信会児童家庭支援センターパラソル	○	○		○
				児童家庭支援センターはるかぜ	○	○		○
愛知県	3か所	3か所	－					
三重県	5か所	1か所	4か所	社会福祉法人（委託）	○	○		○
				NPO法人（委託）	○	○		
				母子愛育会及び児童養護施設		○		
				里親会				○
滋賀県	1か所	－	1か所	（社福）小鳩会	○	○	○	○

自治体名	か所数			民間委託先詳細				
		自治体	民間委託	委託先名	①普及促進・リクルート事業	②里親研修・トレーニング事業	③里親委託推進等事業	④里親訪問等支援事業
京都府	1か所	1か所	－					
大阪府	3か所	－	3か所	（特非）キーアセット	○	○	○	○
				（公社）家庭養護促進協会	○	○	○	○
				（社福）和泉乳児院	○	○	○	○
兵庫県	2か所	1か所	1か所	（公社）家庭養護促進協会	○	○		○
奈良県	3か所	1か所	2か所	（社福）天理	○	○		○
				（社福）恩賜財団母子愛育会		○		
和歌山県	3か所	1か所	2か所	里親支援機関「なでしこ」		○		○
				里親支援機関ほっと		○		○
鳥取県	1か所	－	1か所	（社福）鳥取こども学園	○	○	○	○
島根県	8か所	5か所	3か所	島根県里親会	○	○		
				島根県社会福祉士会	○			
				恩賜財団母子愛育会		○		
岡山県	3か所	3か所	－					
広島県	4か所	3か所	1か所	株式会社みづま	○			
山口県	1か所	1か所	－					
徳島県	2か所	1か所	1か所	こども家庭支援センターひかり	○	○	○	
香川県	1か所	1か所	－					
愛媛県	1か所	－	1か所	愛媛県里親連合会	○	○		
高知県	1か所	－	1か所	社会福祉法人みその児童福祉会	○	○		○
福岡県	7か所	6か所	1か所	子ども家庭支援センターあまぎやま		○		
佐賀県	2か所	1か所	1か所	（社福）洗心和合会	○			
長崎県	3か所	2か所	1か所	（社福）光と緑の園	○	○		
熊本県	3か所	2か所	1か所	（特非）優里の会	○	○		○
大分県	1か所	1か所	－					
宮崎県	3か所	－	3か所	（特非）みやざき子ども文化センター	○	○	○	○
				子ども家庭支援センターつぼみ		○		
				児童家庭支援センターゆうりん		○		
鹿児島県	3か所	1か所	2か所	鹿児島県里親会	○	○		○
				児童養護施設　南さつま子どもの家		○		
沖縄県	4か所	2か所	2か所	沖縄県里親会		○		○
				（社福）袋中園吉水寮（乳児院）	○	○		
札幌市	7か所	1か所	6か所	（社福）常徳会		○		
				（社福）北翔会		○		
				札幌市里親会	○			○
				（社福）扶桑苑		○		
				（社福）麦の子会		○		
				（社福）恩賜財団母子愛育会		○		
仙台市	2か所	2か所	－					
さいたま市	1か所	1か所	－					
千葉市	2か所	1か所	1か所	（特非）キーアセット	○	○	○	○
横浜市	2か所	2か所	－					
川崎市	1か所	－	1か所	（特非）キーアセット	○	○	○	○
相模原市	2か所	1か所	1か所	（社福）中心会	○	○	○	○
新潟市	1か所	1か所	－					
静岡市	1か所	－	1か所	（特非）静岡市里親支援センター	○	○	○	○
浜松市	1か所	1か所	－					
名古屋市	1か所	1か所	－					
京都市	2か所	－	2か所	（社福）積慶園				○
				京都市里親会	○			
大阪市	3か所	1か所	2か所	（公社）家庭養護促進協会	○	○	○	○
				大阪市里親会	○	○	○	○
堺市	1か所	1か所	－					
神戸市	2か所	2か所	－					
岡山市	1か所	1か所	－					
広島市	1か所	1か所	－					
北九州市	－	－	－					
福岡市	2か所	1か所	1か所	（特非）キーアセット	○	○	○	○
熊本市	1か所	1か所	－					
横須賀市	1か所	1か所	－					
金沢市	－	－	－					
明石市	2か所	1か所	1か所	（公社）家庭養護促進協会神戸事務所	○	○		
（計）	222か所	120か所	102か所					

里親支援専門相談員の配置状況

自治体名	里親支援専門相談員配置施設数		
		児童養護施設	乳児院
北海道	8か所	7か所	1か所
青森県	9か所	6か所	3か所
岩手県	8か所	6か所	2か所
宮城県	1か所	1か所	0か所
秋田県	5か所	4か所	1か所
山形県	5か所	5か所	0か所
福島県	3か所	3か所	0か所
茨城県	16か所	13か所	3か所
栃木県	12か所	9か所	3か所
群馬県	3か所	1か所	2か所
埼玉県	23か所	19か所	4か所
千葉県	14か所	11か所	3か所
東京都	46か所	35か所	11か所
神奈川県	15か所	12か所	3か所
新潟県	1か所	0か所	1か所
富山県	0か所	0か所	0か所
石川県	2か所	2か所	0か所
福井県	5か所	4か所	1か所
山梨県	2か所	1か所	1か所
長野県	10か所	6か所	4か所
岐阜県	12か所	10か所	2か所
静岡県	5か所	5か所	0か所
愛知県	10か所	6か所	4か所
三重県	12か所	9か所	3か所

自治体名	里親支援専門相談員配置施設数		
		児童養護施設	乳児院
滋賀県	5か所	4か所	1か所
京都府	3か所	1か所	2か所
大阪府	24か所	20か所	4か所
兵庫県	8か所	7か所	1か所
奈良県	2か所	2か所	0か所
和歌山県	7か所	6か所	1か所
鳥取県	7か所	5か所	2か所
島根県	2か所	1か所	1か所
岡山県	5か所	5か所	0か所
広島県	4か所	4か所	0か所
山口県	10か所	9か所	1か所
徳島県	2か所	1か所	1か所
香川県	4か所	3か所	1か所
愛媛県	4か所	4か所	0か所
高知県	6か所	5か所	1か所
福岡県	14か所	11か所	3か所
佐賀県	5か所	4か所	1か所
長崎県	7か所	6か所	1か所
熊本県	8か所	7か所	1か所
大分県	10か所	9か所	1か所
宮崎県	12か所	10か所	2か所
鹿児島県	14か所	11か所	3か所
沖縄県	4か所	3か所	1か所
札幌市	4か所	3か所	1か所

自治体名	里親支援専門相談員配置施設数		
		児童養護施設	乳児院
仙台市	6か所	4か所	2か所
さいたま市	4か所	2か所	2か所
千葉市	4か所	3か所	1か所
横浜市	3か所	0か所	3か所
川崎市	6か所	4か所	2か所
相模原市	3か所	2か所	1か所
新潟市	0か所	0か所	0か所
静岡市	2か所	1か所	1か所
浜松市	2か所	2か所	0か所
名古屋市	4か所	1か所	3か所
京都市	9か所	7か所	2か所
大阪市	16か所	10か所	6か所
堺市	3か所	3か所	0か所
神戸市	11か所	8か所	3か所
岡山市	4か所	3か所	1か所
広島市	3か所	2か所	1か所
北九州市	5か所	4か所	1か所
福岡市	3か所	1か所	2か所
熊本市	5か所	3か所	2か所
横須賀市	2か所	1か所	1か所
金沢市	2か所	2か所	0か所
明石市	2か所	1か所	1か所
合計	497か所	380か所	117か所

【出典】厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ（令和元年10月1日現在）

児童福祉法等改正法に基づく検討状況

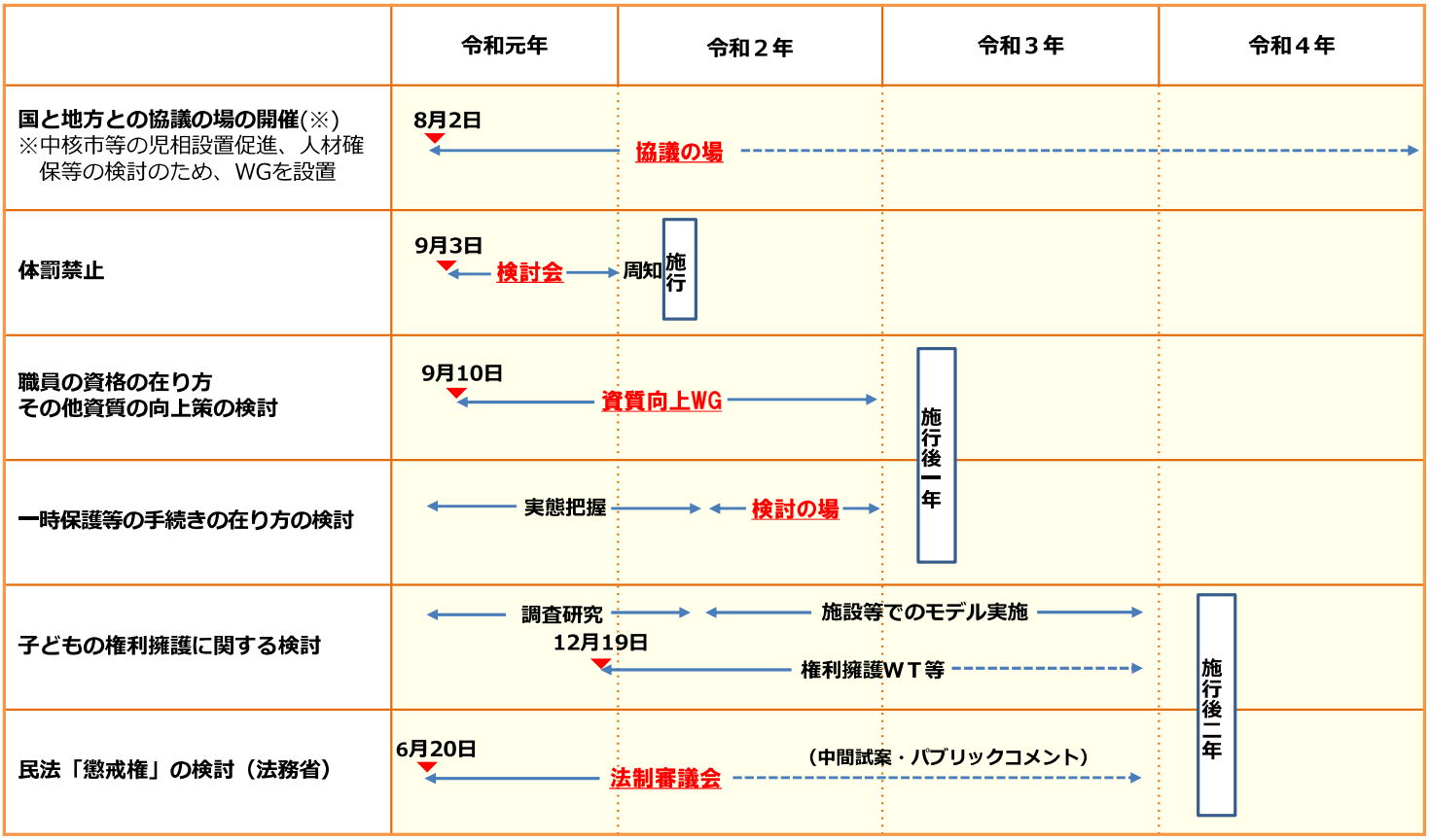

子どもの権利にかかわる法律　概念図

日本財団作成

憲法

子どもの権利条約

一般原則
・差別の禁止
・生存・発達の権利
・子どもの最善の利益の考慮
・子どもの意見表明の尊重

子ども基本法

憲法、子どもの権利条約で認められる子どもの権利を包括的に定め、国の基本方針を示す。

内閣府
- 子ども・若者育成支援推進法
- 子どもの貧困対策推進法

など

厚生労働省
- 児童福祉法
- 児童虐待防止法
- 母子保健法
- 成育基本法

など

文部科学省
- 教育基本法
- 学校教育法ほか教育関連法案
- いじめ防止対策推進法
- 教育機会確保法

など

法務省
- 民法
- 少年法
- 家事事件手続き法

など

それぞれの法律に、子どもの最善の利益の最優先の考慮や、意見表明権を確保する手続きが必要

「子ども基本法」による子どもの権利を守る仕組みの提案

日本財団作成

内閣府　子ども総合政策本部（仮称）

・基本計画の策定
・数値目標の設定
・関連省庁の調整
・国際協力

※子どもの権利が守られる社会を実現するための調整を行う。

行政機関

厚生労働省　文部科学省　法務省　外務省

国会

調査・提言・監視

報告

子どもコミッショナー（仮称）　3条委員会として設置

・監視
・制度改善
・教育啓発
・アドボカシー（子どもの立場の代弁）
・子ども参加の促進

※独立した立場での国レベルの調査、制度改善の提言を行う

連携

都道府県の独立した権利擁護機関

・個別救済
・教育啓発
・監視
・制度改善
・アドボカシー（子どもの立場の代弁）
・子ども参加の促進

※個別救済、地方行政レベルの調査、制度改善

地方行政

「ビジョン」の宿題等、今後の主な課題

「ビジョン」関連課題

- ●里親、施設での「ケアニーズ加算制度」創設
- ●里親制度における専門性向上、多類型化
- ●「在宅措置」の本格制定、「通所措置」の創設
- ●「日本版 Ofsted 」創設

里親・特別養子縁組制度の周知徹底

- ●テレビ等での政府広報
- ●教育、医療等の現場での周知、など

児童虐待防止対策

- ●要保護児童データのICT・AI活用による早期一元管理・共有システム構築、など